

◇この議事速報（未定稿）は、審議の参考に供するた  
めの未定稿版で、一般への公開用ではありません。  
◇後刻速記録を調査して処置することとされた発  
言、理事会で協議することとされた発言等は、原  
発言のまま掲載しています。  
◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますの  
で、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と  
受け取られることのないようお願いいたします。

○山下委員長 次に、長妻昭君。

○長妻委員 長妻昭でございます。よろしくお願  
いをいたします。

懸案の個人情報保護法改正案について質問をさ  
せていただきたいと思います。

いわゆる統計特例の話でございますが、氏名と  
住所つきの病歴、あなたはどんな御病歴ですかと、  
この病歴を統計作成等であれば本人の了解を得ず  
に企業に提供できるというのは、これは本当です  
か。

○松本（尚） 国務大臣 病院等医療機関が氏名、  
住所入りの非公開の病歴を企業に提供することも、  
これは一律には禁止はされておりません。なぜな  
らば、以前から申し上げているとおり、データそ  
のものを構造化されていない場合に個人のデータ  
を抽出することは困難な場合があるということ、  
それから、提供先がどういうデータが必要かとい  
うものは提供元が判断することは難しいというこ  
とで、そういった判断になっているということでご  
ざいます。

○長妻委員 そうすると、もう一回確認ですけれ  
ども、病歴、例えばゲノム情報も含まれるとい  
うことでよろしいんですか。

○松本（尚） 国務大臣 いろいろなデータがあり  
ますので、ゲノム情報もその一部ということには  
なるうかと思いますが、ゲノムの情報については、  
またいろいろとほかにもルールがございますので、  
他の法律があればその法律に従うということには  
なるうかと思えます。

○長妻委員 そうしますと、病歴について、住所  
と名前つきの病歴、今どういう御病歴か、過去ど  
ういう御病歴になっていくのかということが、統  
計作成等であれば、公開されていない病歴であつ  
ても名前つきで本人の了解を得ずに企業に提供で  
きる、こういう規定があるということだと思われ  
ます。

当然、その病歴の中には、例えば、妊娠中絶と  
か精神疾患とか性病とか遺伝病とか不治の病とか  
難病とか、こういうものも名前つき、住所つきで  
提供され得るということではないんですか。

○松本（尚） 国務大臣 提供され得るか得らない  
かという話になれば、提供され得ると思えますが、  
必ずやるに全部提供できるわけではないので、提供  
先がどういうデータを必要としているかとか、あ  
るいは提供元がこのデータは出してはいいかとい  
うか、そういったことはちゃんとお互いに判断し  
た上で行うことになりまして、ただデータを丸  
ごと、そこにあるデータを出せと言われて、はい  
はい、分かりましたよと出すような、そういうル  
ールにはなっていないんです。

これは、例えば、どんな目的で使うかも含めて、  
規則とかガイドラインとか、そういったものでき  
ちんと探って行って、しかも、目的外使用とか第  
三者に目的外で渡したとか、そういうようなこと  
があれば、それは最初の要件を満たしていません  
から、いわゆる特例の対象になりませんので、そ  
このところはきちんと説明しながらこの法律の適  
用をすることが必要だと思っております。

○長妻委員 当然、この改正法を守った上でとい  
う前提でありますけれども、そうすると、例えば、  
提供元が保険者とか医療機関だとしますよね、提  
供先は企業、これはオーケーなわけですけれども、  
その提供先の企業が、名前、住所つきの病歴、こ  
れがないと困るよ、だから提供してほしいとい  
うことであれば、提供できるということになるわけ  
じゃないですか。幾らガイドラインでそれは駄目  
だということ、禁止できないわけですよね、法  
律で書いていますから。それはそういう理  
解でよろしいんですか。

○松本（尚） 国務大臣 この統計作成をするとい  
う目的の中において住所や名前が必要であるとい  
うことが妥当であれば、これは特例の対象になる  
と思えますけれども、妥当かどうかの判断とい  
うのは、提供先であれ提供元であれ、お互いにそれ  
はきちんと同意をするというか、合意をした上で  
進めるということになると思えます。

○長妻委員 でき得るということで、個情委にお  
伺いすると、AIを学習させるためには実名と住  
所、これがあつた方がAIの精度が上がる、こう  
いうような意見もあるとおっしゃっているので、

そういう企業も出てくると私は思うんですね。大変危険なことだというふうに思うんです。

そうすると、企業規模というのは問われるんでしょうか。こういう機微に触れる情報を出すときに、例えば、個人事業主にでも名前付病歴を出すことができるんですか。

○松本（尚） 国務大臣 統計作成等の特例というのは、個人の権利利益を害するおそれが少ないものということ担保する観点、これは必要だと思いますので、提供先に一定の体制の整備を求めなければいけません。例えば、必要のないデータ項目については遅滞なく削除するとか、規則で定める措置を講じるための適切な体制を整備、維持することなどございます。

ただ、それをきちんと満たしていれば、規模の小さい事業であつても同特例が求める適切な体制を整備することは可能であると考えておりますので、今おっしゃるように、企業規模は特段問題がないということです。

○長妻委員 個人事業主でもオーケーですか。

○松本（尚） 国務大臣 個人であれ大企業であれ、今の私が申し上げた要件に沿っていれば問題ないというふうに思います。

○長妻委員 それで、私は信じられなかったのは、外国企業にも、お医者さん、病院が本人の同意なく、氏名つき、名前つきで、公開されていない病歴を提供できるということなんですか。当然、基準適合体制という、日本国内並みの保護のレベルがあるという前提だと思いますけれども、これも外国企業でもオーケーなんですか。

○松本（尚） 国務大臣 この特例は、外国にある第三者に対して、日本国内の提供先と同等の保護水準が確保されている必要があるということです。この保護水準というのは、いわゆる十分性認定とあって、我が国と同水準の個人情報保護に関する制度を持つているところ、これはEUと英国がそうでありまして、これは対象になります。

それから、提供先が、個人情報保護法に基づいて講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるための体制を持つている、要は、個人情報保護法の求める措置がきちんとできているということと、今委員がおっしゃった基準適合体制という場合、この二つに限定されております。

一番は、EUと英国はちゃんと決まっていますから、それ以外の国においては基準適合体制が適用されることになりましたけれども、いわゆる先方がこの体制を整備できていないと提供元が判断できるのであれば、これは別に提供しなくてよくありませんから、そこでもって、例えば委員が想定されている懸念国のようなところと関係のある提供先であれば拒否ができますので、そこでフィルターはかけられるというふうに思います。

○長妻委員 例えば、巨額の報酬を出す企業があつて、提供元は法律にのっとって提供できるわけですから、例えば中国企業に対しても、基準適合体制が確認できれば、提供することは違法じゃないわけですよ、提供できるということになる。

○松本（尚） 国務大臣 ルール上は、基準適合体制が確認できればということになりますけれども、

それ以外にも、お互い、提供元と提供先でデータのやり取りについて合意をするわけですから、その合意の中において、妥当なものがないというふうに提供元が判断すれば提供することは止められますから、幾つかのフィルターをかけながら、懸念国に対してはデータの提供を拒否することは可能だというふうに思っております。

○長妻委員 ちよつと大臣、甘いと思うんですね。個人情報保護法の現行法でも、このルールを守つても提供できるので、中国企業に個人情報を提供している企業があるんです。

産経新聞が調査をしまして、二〇二一年の五月ですけれども、日本国内大手企業七社で、個人情報が中国に移転されたり、中国企業が個人情報にアクセスできたりする状況にあつたという調査結果が産経新聞でされて、報道がございます。これは法律を守つた上でなんですよ。ですから、やる企業もあるわけですよ。

中国は、国家情報法という法律があつて、釈迦に説法ですけれども、情報を提供せよと国が命じれば情報を提供しなきゃいけない、民間でもですね。こういうような非常に穴が空いたような法案は、私は欠陥法案だと言わざるを得ないんです。

個人情報そのものも、実は企業に昨年末調査をして、回答企業六百三十四社中二百七十九社、四四％が個人データ、個人情報を含んでいますけれども、これが海外に移転された、こういう結果も出ているわけでございます。

そして、資料の一番最後のページについておりますけれども、先月、イギリスで五十万人分の医

療データが流出した、こういうことがございました。ただ、イギリスは、その医療データを民間にあるいはデータベースに出すときは名前と住所は削除して出していたので、それでもまずいんですけども、これはアリババのサイトで出品されていたんですね、中国の企業の。

ところが、今回、今の法律は、自民党の皆さんも聞いていただきたいんですが、名前と住所つきで、病歴が企業や個人事業主に出ちゃうわけですよ、本人の了解なく。漏れたときは大変な危機に私はないかというふうに思うんです。

もう一つ、私は信じられないのが、オプトアウトができないということなんです。

事前にお話を聞くと、この法律にのっとって病院が例えば企業に情報を渡すとき、病歴を渡すときに、ホームページで、うちの企業は渡しますよというのを、小さい字なのか大きい字なのか分かりますが、あらかじめ表示しなきゃいけない。例えば、それを聞いた人間が、その病院にかかっている患者さんが、自分の病歴情報だけは渡さないでと病院に強く言った場合、それは認められるんですか、法律をちゃんと守って提供する場合とどう前提ですけれども。

○松本（尚） 国務大臣 本法律の特例については、オプトアウトというのは基本的に、委員がおっしゃったように、特例の要件を全部守っているという前提であれば、オプトアウトの適用はないということですよ。

○長妻委員 今回の聞きましたか、自民党の皆さんも。名前つき、住所つきで、公開されていない

自分の病歴を、自分のは提供するの嫌だと言っても認められないんですよ。私は、これは憲法違反の疑いがあるんじゃないかと思ってるんですよ。

これは、法律の作成過程も大変なんです。自民党と業界、この強い要望が個情委にかかって、消費者団体とかの意見をはね飛ばされて、相当強引に進められたと聞いておりますし、報道もあります。大変は危ういというふうに思うんですね。

もう一回確認しますと、そうすると、提供先がAIの学習のために実名、名前と住所と病歴が欲しいというって、先ほどのいわゆる統計特例を使った場合、一旦AIに名前と住所と病歴を読ませる、こういうことになるわけですよ。

○松本（尚） 国務大臣 まず確認しておきたいのは、この特例が適用される場合においては、この出たデータが、個人が全く特定されないように排斥された上でデータを利用するということですから、その縛りがある以上は、今オプトアウトの話がありましたけれども、患者さん側からしたら安心して出してもらってもいいということになりますので、そこはちゃんと確認をした上で、何でもずるずる出してもいいというふうには全く言っていないから、そこは御確認いただきたいと思えます。

その上で、AIには学習はさせるということをごさいます。

○長妻委員 当然、アウトプットするときは名前入りの病歴をばらまくわけではないじゃないですか、それは法律にも書いてあるんですね。アウトプッ

トをするときは、外に出すときは、統計等ということで、統計作成等に使うわけですから、統計情報として個人情報、個人の名前は出ないということなんです。流出リスクというのはあるじゃないですか。重要な情報を多くの人が共有すればするほど流出リスクは高まるということがありますし、欧米では類を見ない法律なんです。こんな法律は。余りにも穴を空け過ぎるんじゃないか。

それと、AIに、チームみらいの方もおられますけれども、詳しい方もおられますが、私も専門家と議論したんですよ、AIに一旦名前と住所と病歴を読ませる、何十万人か分かりませんけれども、大量に読ませて、AIには指示して、アウトプットのときは名前と住所は出さないでねと言ったとしても、いろいろな情報と照合しながら質問していくとそれが再現できる、復元できる、つまり、出てしまう可能性がある、こういうようなこととおっしゃる方々もおられるので、これは破格のことだと思えます。

実は、これは異例のことですけれども、配付資料のページ目でありまして、厚労省が心配して当たり前ですよ、私はこんな文書は見たことがないんですけど、マル秘で、これは非公開文書らしいんですけど、極秘に個情委に、個人情報保護委員会に文書を出しているんですよ、令和七年三月五日に厚労省の医政局が。非常に懸念があると言っているんですよ。

病歴、健康状態に関する情報やゲノムデータ等については、本人の意思による事後的な内容の変更、修正が困難という性質を持つ、それはそうで

すよね。住所が漏れたら引越すとか、そういうことはありますけれども、これは一生変わらないわけです。そのために、漏れいや不正利用が発生した場合に差別や偏見など個人の権利利益の侵害につながるおそれが大きいだけでなく、顕名のまま、顕名というのは住所、名前、病歴という意味ですけれども、顕名のまま本人の関与なく不特定多数に提供、取得されること自体について国民が不安感、不信感を抱くおそれがある、非常に懸念がある、こういうふうには厚労省が言っているわけですね。

厚労省、今日来ていただいていますけれども、懸念は完全に払拭できませんでしたか。

○榊原政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘の文書は、昨年二月に、個人情報、個人情報保護委員会が公表しました「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方について」に記載されていた統計特例に関する内容について、厚労省の懸念点を個人情報に伝えるために作成したものでございます。

その後、具体的な法案に向けて個人情報と協議を行う中で、統計特例の対象となる統計作成等の詳細を定める規則やガイドライン等の策定の際にリスクに応じた具体的な対応策を明確にすることとされ、これにより、厚労省の懸念を払拭する方法が確認されたものでございます。

今後、法案が成立した後に定めます規則やガイドライン等の内容によるところが大きいものと認識しております。厚労省としましては、これまで個人情報と連携を図りながら医療関係事業者等に

向けた個人情報の取扱いに関するガイドダンスを策定しており、本件に関するガイドライン等の策定においても実際に当省の懸念を具体的に払拭できるように、厚労省として主体的に関わって、対応してまいりたいと考えております。

○長妻委員 だから、払拭できるようなだから、まだ払拭されていないわけですよ。だって、規則とかガイドラインはまだできていないですから。しかも、法律でどんと穴を空けていますから、ガイドラインで禁止することはできませんよ、法律でオーケーにしちゃっているんだから。

私も大臣をさせていただいておりますけれども、これほどの強い懸念という形で他省庁に出すというのには余り聞いたことがない話で、非常に問題だと思えます。

じゃ、厚労省にもう一回聞きますけれども、ここに書いてある、統計情報等の作成の範囲や特例を適用可能とする場面、条件の詳細が明らかでない、十分検討できないというふうには明確に書いてあるんですが、この詳細というのは今明らかになっているということですか、厚労省。

○榊原政府参考人 御指摘の点につきましては、個人の権利利益を侵害することのないよう、今後、規則やガイドライン等において詳細を詰めていくものと認識してございます。

○長妻委員 だから、まだ払拭されていないんですよ、今後詰めていくと。しかも、繰り返しですけれども、規則とかガイドラインは法律ののりを越えて厳しくすることはできないわけですよ、当たり前ですけれども。厚労省、私は期待している

んですよ。最後のとりですよ、この病歴について。

皆さんもマイナ保険証を使っておられますよね、病院に行くとき。マイナ保険証を使うと、皆さん御存じだと思いますけれども、読み取り機に入れて、それで同意するとか同意しないとかをやりますよね。どういふことかというところ、自分のカルテ、自分の病歴をそのお医者さんに見せていいですかという確認を取るわけですよ。お医者さんですら、別の病院に行ったときに、同じ病院でも繰り返し取るわけですよ。自分の病歴を、お医者さんに対してですら、自分が行った都度確認するんですよ、マイナ保険証で、カルテを出していいよ、お医者さんに見せていいよと。

ところが、今回ちょっと余りにもアンバランスじゃないでしょうか。自分の病歴、住所つき、名前つきを、公開されていないものを、自分には何の断りもなく、個人事業主にも、海外企業にも、あるいは民間企業にも渡すことができるというような法律でございまして、私は、あきれたというか、非常に恐怖というか、ちょっと危ないというふうに思うんですね。実は、政府の中からも、このまま通すのはまずいんじゃないかという声がかかり上がっていると私も聞いています。自民党も含めて、相当禍根を残しますよ、今、余り世間も気づいていないから、すつといきそうな雰囲気になっていきますけれども。

私は、大臣の発言で、一つ大きく懸念した発言があるんですね、大臣にはちよつと申し訳ないんですけれども。うちの山崎議員が地こで質問

したときに、大臣がこういうふうに言い放ったわけですよ。企業とかなんとかを全部、名前なんかきちつと法律のルールも含めて、余りにも緩過ぎるんじゃないか、こういうことを質問したときに、大臣は、この法律は、確かに性善説に基づいているというふうに言われればそうかもしれない、基本的に、性悪説に基づいて法律を作ってしまうと、罰則は多くなるし、何もできないと。まさに業界一辺倒の立場に、個人情報保護委員会を所管する大臣がこういう発言をされる。

ちよつと申し訳ないんだけど、個人情報保護委員会も、私はある意味で被害者だと思ってるんですね。相当な圧がかかりましたから、法律を提出するにはここまで大盤振る舞いをせざるを得ないというふうに窮地に追い込まれたという事情は理解しますが、ただ、ちゃんとここで抵抗していただかないと、答弁ももっと踏み込んでいただかないと、私は、個人情報保護委員会の名前を改名した方がいい、個人情報活用委員会に変えた方がいい、ちゃんとした保護委員会を別途つくる必要があるんじゃないか、国会の中でも、そこまですべてで深刻に考えているわけです。

性悪説じゃなくて性善説に基づいた法律、性悪説に基づいた法律を作ってしまうとということ、個人情報保護法というのは、基本的には、きちつとしたルールがないとどんどん漏れてしまふ、そういうことで作っている法律なんじゃないですか。この発言というのは撤回はしませんか。  
○松本（尚） 国務大臣 まず、質問の答えから撤回はしません。

まず、委員と性善説と性悪説について議論するつもりは余りないんですけども、性善説イコール常により行いをするということではございませんから、これは孟子もそう言っています。やはり善性だけで行動を保障されるものでは当然ございませんし、善意同士でも衝突は生じるし、少数の悪意、逸脱に対する備え、こういったものが必要だから、ゆえに世の中ルールが必要で、社会の秩序を守るためのルールが必要ですから、性善説、性悪説だったらルールが要るとか要らないとか、そういう話をするつもりはございません。

その上で、個人情報保護というのは、事前に許可を求めるのではなくて、事後のチェック型の制度となつているので、この特例についても、その制度の枠組みから外れるものではありません。事後のチェックの制度を性善説に基づく制度というのであれば、事前の許認可を求める制度は性悪説に基づくということの意味で私が言ったのみであつて、それ以上もそれ以下もございません。

○長妻委員 私は、本当に患者さんの立場や利用者の立場に立った今の発言とは思えませんし、大臣がおっしゃった、基本的に性悪説に基づいて法律を作ってしまうと何もできない、ある意味では事業者の言いなりというか、個人情報保護委員会を所管する大臣の立場、姿勢が私は疑われるというふうに思います。

時間が参りましたので、これで質疑を……（松本（尚） 国務大臣「委員長」と呼ぶ）委員長、時間を延長していいんですか。

○山下委員長 申合せの時間がもう経過しており

ますので。

○長妻委員 では、失礼します。